

議案第 36 号

財産の取得について

救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を次のとおり取得する。

- 1 取得する物品 高度救命処置用資機材等 別紙取得物品一覧表のとおり
- 2 取得金額 7,975,000 円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市中区かもめ町 6 番地  
日本船舶薬品 株式会社 横浜支店  
支店長 高清 敦

令和 3 年 6 月 21 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

## 別紙 取得物品一覧表

### 1 喉頭鏡

No	品名	規格・型式等（又は同等品）	数量
1	オプティマ喉頭鏡LEDハンドル		1
2	オプティマ喉頭鏡フレッドマッキントッシュ型 サイズ3		1
3	オプティマ喉頭鏡フレッドマッキントッシュ型 サイズ4		1

### 2 BVM

No	品名	規格・型式等（又は同等品）	数量
1	アンブシリコンカフマスク 幼児用（通気孔付）		1
2	アンブシリコンカフマスク 成人用		1
3	酸素リザーバーバック式 マークIVシリコンプラス 成人用		1
4	酸素リザーバーバック用アダプタ 成人用		1
5	アンブ人工呼吸器マークIVセット		1
6	アンブ人工呼吸器マークIVセットベビーセット		1

### 3 吸引器

No	品名	規格・型式等（又は同等品）	数量
1	パワーニックII PM2-800		1
2	パワーニックII PM2-800 充電専用ブラケット		1
3	PESSフィルター 5個入り		1

### 4 バックボード、スクープストレッチャー、担架

No	品名	規格・型式等（又は同等品）	数量
1	モデル445 ヘッドイモビライザー バックボード用		1
2	ファーノ(445-S)ヘッドイモビライザー		1
3	モデル436-IP バックボードストラップ		3
4	モデル44 レスキューシート		2
5	モデル2010 ハイテクバックボード		1
6	ファーノ Scoop 65 EXL with pins		1
7	ターボリン担架48cm×180cm ヘルム2本付		2

### 5 観察・処置用資機材

No	品名	規格・型式等（又は同等品）	数量
1	ウェルチアレンアネロイド血圧計 ウォール型		1
2	電子体温計 C206（低体温対応）		1
3	エレマーノ2 H56		1
4	エレマーノ1用カフ Lサイズ		1
5	エレマーノ2用カフ Mサイズ		1
6	エレマーノ2用カフ Sサイズ		1
7	スノースプリントII 小		1
8	スノースプリントII 中		1
9	スノースプリントII 大		1
10	スノースプリントII 特大		1

11	テルモ デイフェイットスマイル		1
12	非接触赤外線体温計 FS-700W		1
13	手首式血圧計 HEM-6235		1
14	フレックスポートカフ 小児用 (中)		1
15	フレックスポートカフ 成人用 (中)		1

#### 6 自動体外式除細動器 (二相波形式)

No	品名	規格・型式等 (又は同等品)	数量
1	二相性半自動除細動器	日本光電 TEC-2603	1
2	SDメモリーカード	日本光電 QM-002D Y154F	1
3	記録紙	日本光電 FQW50-3-100	1
4	除細動レポート表示ソフトウェア	日本光電 QP-551V	1
5	バッテリーチャージャー	日本光電 SB-205V	1
6	バッテリーパック	日本光電 SB-220V X233	2

#### 7 血中酸素飽和度測定器

No	品名	規格・型式等 (又は同等品)	数量
1	パルスオキシメーター	日本光電 WEC-7201	1
2	SP02フィンガープローブ	日本光電 TL-201T1 (1.6m)	1

#### 8 心電計及び心電図伝送装置

No	品名	規格・型式等 (又は同等品)	数量
1	ベッドサイドモニター	日本光電 BSM-3562	1
2	ベッドサイトモニター用成人用カフ	日本光電 YP-713T	2
3	ベッドサイトモニター用小児用カフ	日本光電 YP-712T	2
4	ベッドサイトモニター用幼児用カフ	日本光電 YP-710T	1
5	ベッドサイトモニター用バッテリーパック	日本光電 SB-671P	1
6	SP02フィンガープローブ	日本光電 TL-201T1 (1.6m)	1
7	ディスポオキシプローブ	日本光電 TL-260T	2
8	クリップアダプタ	日本光電 YS-087P9	2
9	SP02中継コード	日本光電 JL-900P	1
10	中継エアホース	日本光電 YN-901P	1
11	心電図電極リード線	日本光電 BR-903P K911	1
12	心電図電極中継リード線	日本光電 BR-906P K912	1
13	CO2センサキット	日本光電 TG-900P	1
14	エアウェイアダプタ	日本光電 YG-101T	1

#### 9 人工呼吸器

No	品名	規格・型式等 (又は同等品)	数量
1	パラパック+300 P300NJ-05		1
2	ディスポーザブル呼吸回路 内圧モニター付 10本入り		1

#### 10 バッグ

No	品名	規格・型式等 (又は同等品)	数量
1	酸素吸入装置セット バックパック300型		1
2	ゼーゲンエンマジエンシーリュックサック		1
3	モデル5136 マスクストラウマキット		1
4	ライフサポートバッグ A-500D		1

# 物品供給仮契約書

発注者 寒川町長 木村俊雄と 受注者 日本船舶薬品株式会社 横浜支店 支店長  
高清敦とは物品供給について次の条項に基づいて契約を締結する。

## 第1条 品名、規格、及び数量

- (1) 品名 高度救命処置用資機材等
- (2) 規格 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり

## 第2条 契約金額 ￥7,975,000-

(内消費税額及び地方消費税額 ￥725,000-)

※ただし、支払時に生じる円未満は、切り捨てるものとする。

## 第3条 契約保証金 寒川町契約規則第36条3号により免除

## 第4条 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 令和4年1月31日
- (2) 納入場所 寒川町消防庁舎

## 第5条 期間の延長等

受注者は、契約期間内に納品することができない場合は、発注者に対し期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 発注者は、契約期間内に納品されない場合は、契約金支払いの際、契約金額から既成部分又は既納部分で使用した部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じた額の違約金を控除して支払うものとする。ただし、違約金の額が100円未満のとき、又は遅延の理由が天災その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

## 第6条 検収及び完了

受注者は、前条の定めにより物品を納入した場合は、見積書・仕様書・内訳書いずれかに基づき、担当職員の検収を受け合格したとき、これを完了する。

## 第7条 契約不適合責任

発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完

を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

#### 第8条 代金の支払い

代金の支払は、第4条の定めにより受注者の納入が完了し、検収に合格した後、発注者指定の請求用紙によるか、発注者の認める受注者の請求書により支払う。

#### 第9条 発注者の任意解除権

発注者は、物品の納入が完了しない間は、第10条から第11条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

#### 第10条 発注者の催告による解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 納入期限までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。

(3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。

(4) 正当な理由がなく、第7条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。

(5) 契約の履行につき不正な行為があったとき。

(6) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(7) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

#### 第11条 発注者の催告によらない解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第1

1号。以下「条例」という。)及び神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)に基づく排除対象として、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。)と認められたとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

ウ 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。(法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。)

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

#### 第12条 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第10条各号又は第11条各号(ただし、第1号、第7号又は第8号を除く。)に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

#### 第13条 受注者の催告による解除権

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### 第14条 受注者の催告によらない解除権

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容の変更により、契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

#### 第15条 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第13条又は第14条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

#### 第16条 解除に伴う措置

発注者は、第9条、第10条、第11条、第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合においては、引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を、第8条の規定により支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### 第17条 発注者の損害賠償請求等

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。

(2) 第10条各号又は第11条各号に定める事由があるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 前項第1号の損害金の額は、納入期限までに納入することができない物品の契約代金相当額に、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は閏(うるう)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第1項の損害賠償に代え

て、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

第1項各号又は第3項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第3項の規定は適用しない。

#### 第18条 受注者の損害賠償請求等

受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第9条、第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき理由により第8条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### 第19条 暴力団等からの不当介入の排除

受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

#### 第20条 保証

受注者は、契約物品の納入後12ヶ月間発注者の正常な管理下において生じた異状、または発見された隠れたる瑕疵については発注者の請求により直ちに自己の負担において取替え納入することを保証する。

#### 第21条 その他

この契約条項に定めのない事項については、寒川町契約規則に定めるところによる外、発注者及び受注者とが協議の上定めるものとする。

#### 第22条 本契約の成立

当契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年寒川町条例第5号）第3条の規定により議会に付し議決がなされたとき本契約が成立する。

以上の本契約を証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年6月8日

発注者

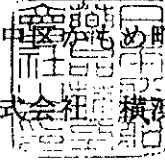
神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町長 木村俊雄



受注者

住所 神奈川県横浜市



氏名 日本船舶薬品株式会社 横浜支店 支店長 高 清 敦





# 入札結果

案件名称	高度救命処置用資機材等
履行場所	寒川町消防庁舎
開札日	令和3年5月20日
設計価格(円)	8,074,500

入札業者名	入札額(円)	決定区分
1 日本船舶薬品(株)	7,250,000	落札
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

当該金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格です。

入札概要書

案件番号	25	担当課	消防総務課
入札に付する事項	件名	高度救命処置用資機材等	
	場所	寒川町消防庁舎	
	概要	高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材等の購入。 その他仕様書のとおり。	
	納期限	令和4年1月31日 まで	
入札参加資格要件	営業種目	705 医療機器 の登録がある業者	
	地域要件	寒川町に登録がある業者	
	条件明示	高度管理医療機器等販売業許可を有していること。	
	履行実績	必要(同種目、同規模以上で、公告日から過去5年以内の官公庁の元請け履行実績)但し、寒川町に本店を有する業者は除く。	
確認申請期限	令和3年4月27日(火)午後4時まで		
確認結果通知日	令和3年4月30日(金)		
仕様書等の取得方法	ダウンロード	仕様書等 アドレスは「かながわ電子入札共同システム」の調達案件概要の入札説明書等URL欄に記載してあります。	
	CDROM	不可	
	販売	不可	
仕様書等に関する質問及び回答	質問方法	次のアドレスにメールで質問回答書を添付して質問してください。 (※「かながわ電子入札共同システム」ではありません。) * メールアドレス keiyaku@town.samukawa.kanagawa.jp * 質問回答書は寒川町HP申請書ダウンロードの契約・入札にあります。	
	質問期間	令和3年5月7日(金)午後4時まで (再質問は受け付けしません。)	
	回答日	令和3年5月11日(火) 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。 質問しなかった方も必ず確認して下さい。	
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上。ただし免除規定あり。		
最低制限価格	設定無し		
入札・開札	入札書提出日時	令和3年5月18日 (火)午前8時30分 から 令和3年5月19日 (水)正午 まで ※かながわ電子入札共同システム稼働時間中に限ります。	
	開札予定日時	令和3年5月20日 (木) 午前9時20分	
	再入札書提出日時	令和3年5月20日 (木) 開札後～正午	
	再開札予定日時	令和3年5月20日 (木) 午後1時以降	
落札候補者	書類提出期限	令和3年5月27日 (木) 正午まで	
	提出書類	実績調書、内訳書	
	その他注意事項	全応募者あてに保留通知で1位の金額をお知らせしますので、落札候補者は、指定の提出書類を提出期限まで提出してください。期限までに提出がない場合は、入札が無効となります。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争参加資格確認申請者が1者に満たなかった場合は、本案件の入札は取りやめます。</li> <li>同額の入札があった場合は、全落札候補者の入札参加資格を審査した後にくじ引きを行います。</li> <li>同等品での納品を希望する場合は質問期間の間に質問回答書で確認をしてください。</li> <li>本案件は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に該当します。</li> <li>落札決定後、仮契約を締結し、議会の議決を得た後、本契約(令和3年6月中を予定)となります。</li> <li>なお、本契約に至らない場合でも、損害の賠償等はいりません。</li> <li>仮契約の締結に際し、次の書類をご提出いただきますので予めご承知おきください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)決算報告書の写し(直近のもの)</li> <li>(2)法人登記の履歴事項全部証明書(開札日以降取得したものの原本)</li> <li>(3)法人市町村民税の納税証明書</li> </ul> </li> <li>その他状況に応じてご提出いただくものを依頼する場合がありますので、予めご承知おきください。</li> </ul>		

## 履歴事項全部証明書

横浜市中区かもめ町6番地  
日本船舶薬品株式会社

会社法人等番号	0200-01-028081	
商号	日本船舶薬品株式会社	
本店	神戸市中央区港島中町二丁目2番1	
	横浜市中区かもめ町6番地	平成17年 7月 1日移転 ----- 平成17年 7月15日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和17年6月9日	
目的	1. 薬局の開設、医薬品製造、医療機器の製造、医薬品・医薬外用・毒劇物・工業薬品の販売、医療機器・化粧品・度量衡・計量器及び医薬部外品の販売 2. 医薬品・医療機器の輸出入 3. 医療機器の修理、医療機器のリース及び自動車販売業 4. 洋酒、雑酒類の輸入販売 5. 古物営業法に基づく古物の売買、交換、受託販売及び交換の受託 6. 前各号に関連する事業、並びに投資その他前項の目的を達成するために必要又は有益な行為 平成21年 6月16日変更 平成21年 6月29日登記	
発行可能株式総数	80万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 40万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 2. 次の各号に掲げる場合には、前項の承認があったものとみなす。 一 当会社の株主が当該株式を譲渡により取得する場合 二 当会社の取締役が当該株式を譲渡により取得する場合	

		平成21年 6月16日変更	平成21年 6月29日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>前 照 夫</u>	平成29年 6月19日重任 ----- 平成29年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>前 照 夫</u>	平成30年 6月13日重任 ----- 平成30年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>前 照 夫</u>	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 1日登記
	取締役	前 照 夫	令和 2年 6月25日重任 ----- 令和 2年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>岩 崎 潤 一</u>	平成29年 6月19日重任 ----- 平成29年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>岩 崎 潤 一</u>	平成30年 6月13日重任 ----- 平成30年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>岩 崎 潤 一</u>	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 1日登記
	取締役	岩 崎 潤 一	令和 2年 6月25日重任 ----- 令和 2年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>梶 原 憲 一</u>	平成29年 6月19日重任 ----- 平成29年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>梶 原 憲 一</u>	平成30年 6月13日重任 ----- 平成30年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>梶 原 憲 一</u>	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 1日登記
	取締役	梶 原 憲 一	令和 2年 6月25日重任 ----- 令和 2年 7月 1日登記

	<u>取締役</u>	<u>渡 辺 英 昭</u>	平成29年 6月19日重任	
			平成29年 7月 4日登記	
	<u>取締役</u>	<u>渡 辺 英 昭</u>	平成30年 6月13日重任	
			平成30年 6月22日登記	
	<u>取締役</u>	<u>渡 辺 英 昭</u>	令和 1年 6月25日重任	
			令和 1年 7月 1日登記	
	<u>取締役</u>	<u>渡 辺 英 昭</u>	令和 2年 6月25日重任	
			令和 2年 7月 1日登記	
	<u>取締役</u>	<u>宮 本 靖 久</u>	平成29年 6月19日重任	
			平成29年 7月 4日登記	
		<u>取締役</u>	<u>宮 本 靖 久</u>	平成30年 6月13日重任
				平成30年 6月22日登記
<u>取締役</u>	<u>宮 本 靖 久</u>	令和 1年 6月25日重任		
		令和 1年 7月 1日登記		
<u>取締役</u>	<u>宮 本 靖 久</u>	令和 2年 6月25日重任		
		令和 2年 7月 1日登記		
<u>取締役</u>	<u>追 手 直 樹</u>	平成29年 6月19日重任		
		平成29年 7月 4日登記		
	<u>取締役</u>	<u>追 手 直 樹</u>	平成30年 6月13日重任	
			平成30年 6月22日登記	
	<u>取締役</u>	<u>追 手 直 樹</u>	令和 1年 6月25日重任	
			令和 1年 7月 1日登記	
	<u>取締役</u>	<u>追 手 直 樹</u>	令和 2年 6月25日重任	
			令和 2年 7月 1日登記	

	千葉県船橋市夏見二丁目27番13号 代表取締役 <u>前 照 夫</u>	平成29年 6月19日重任 平成29年 7月 4日登記	
	千葉県船橋市夏見二丁目27番13号 代表取締役 <u>前 照 夫</u>	平成30年 6月13日重任 平成30年 6月22日登記	
	千葉県船橋市夏見二丁目27番13号 代表取締役 <u>前 照 夫</u>	令和 1年 6月25日重任 令和 1年 7月 1日登記	
	千葉県船橋市夏見二丁目27番13号 代表取締役 <u>前 照 夫</u>	令和 2年 6月25日重任 令和 2年 7月 1日登記	
	横浜市中区本牧町一丁目36番地19 代表取締役 <u>岩 崎 潤 一</u>	令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月 1日登記	
	監査役 <u>谷 口 雄 二</u>	平成27年 6月22日重任 平成27年 7月 3日登記 令和 1年 6月25日退任 令和 1年 7月 1日登記	
	監査役 <u>小 脇 益 雄</u>	平成29年 6月19日重任 平成29年 7月 4日登記 平成30年 6月13日辞任 平成30年 6月22日登記	
	監査役 <u>藤 田 守</u>	令和 1年 6月25日就任 令和 1年 7月 1日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年 7月 3日登記	
	支 店	1 東京都江東区深川一丁目1番5号	平成12年 3月27日移転 平成12年 3月31日登記
		2 横浜市中区かもめ町6番地	平成17年12月 1日移転 平成18年 4月14日登記

横浜市中区かもめ町6番地  
日本船舶薬品株式会社

	3 神戸市中央区港島中町二丁目2番1	平成17年 6月25日設置
		平成17年 7月11日登記
	4 名古屋市東区葵二丁目11番19号玉野エコスト2階	平成19年 4月 1日設置
		平成19年 4月10日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成 8年12月 5日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

令和 3年 5月21日

横浜地方法務局  
登記官

檜 川 博 昭



## 実績調書

日本船舶薬品 株式会社

高度救命処置用資機材等の履行実績

主要実績

年度	件名	契約金額(円)	発注者
R2	高規格救急自動車用救急資機材の購入	13,090,000	厚木市
R1	高規格救急自動車装備資機材の購入	30,380,000	相模原市
R1	災害対応特殊救急自動車用資機材の購入	12,852,000	二宮町



決算報告書

(第 72 期)

自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日

日本船舶薬品 株式会社

神奈川県横浜市中区かもめ町 6 番地

## 第72期営業報告

自平成31年4月1日

至令和2年3月31日 事業年度第72期の営業報告をいたします。

### 1. 営業の概況

当期における我が国経済を見ると、消費税増税や度重なる自然災害の影響を受けましたが、企業収益の改善や雇用情勢の改善を背景に、緩やかな回復基調は続いたものの、海外において米中貿易問題や中東情勢等の不安定状況の中、年末から新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を背景に経済活動が停滞する事となり、経済環境は急速に悪化しました。

当社をめぐる海運業界につきましては、緩やかに回復しており、ドライバルク船事業、エネルギー輸送船事業、コンテナ船事業が改善されています。

船舶部門はカメムシ駆除剤1千百万円、第五管区へ心電図モニター他126点5百万円、工業用ビデオスコープ4百万円の売上と、後半に新型コロナウイルスの影響を及ぼしている中、対策品の医療機器や医薬品等の納入がありました。

救急医療機器部門においては、救急医療事業の救急自動車の生産台数が627台と前年対比13%増、東京消防庁へ東京オリンピック・パラリンピック開催に備えて医療器資機材の納入、又、国際的なイベント（ラグビーワールドカップ、アフリカ会議、G20大阪サミット）開催に医療器や医薬品の納入がありました。

災害医療器機器推進部においては、東京都へ感染防護服6億6千万円の売上、大阪府救急患者受入れ体制強化事業補助金で大阪府下13か所の病院へドクターカーの納入、又、岐阜大学付属病院へホールボディカウンタの納入がありました。

このような状況下にありまして船舶部門の売上高は4億7千百万円（前年度対比8.7%増）、救急医療機器部門と災害医療機器推進部の売上高は98億7千4百万円（前年度対比24%増）、総売上高は103億4千4百万円（前年度対比23.5%増）の実績を上げることができました。利益面につきましては、経常利益6億8千8百万円（前年度対比37%増）、当期純利益につきましては4億2千9百万円（前年度対比44.4%増）となり、増収増益となりました。

今期につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響から経済活動停滞リスクの長期化が懸念され、先行き不透明な状況は一層増しており、このような中、船舶部門は海外での船用用品調達も増えてきており、厳しい状況下で拡販ができるよう、今後も医薬・医療機器以外の商品も扱ってまいります。救急医療機器部門、災害医

療機器推進部の見通しにつきましては、成熟した市場で、益々過当競争が激化していくものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症対策で医療機関等において必要とされる、感染防護服、人工呼吸器等、又、発熱外来として使用できる陰圧テント、空気清浄機等の対策用資機材を拡大・強化してまいります。

株主の皆様におかれましては猶一層のご理解と御支援を賜ります様お願い申し上げます。

配当金につきましては今後の見通し及び財務状況を総合的勘案して、1株につき10円とさせて頂きたいと存じます。

## II. 庶務事項

### 1. 株主総会

令和元年6月25日当会社において第71期定時株主総会を開催し次の議案を附議致しました。

第1号議案 第71期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

剰余金処分案承認の件

本件は原案通り承認可決されました。

第2号議案 取締役6名、監査役1名選任の件

取締役に前照夫、梶原憲一、渡辺英昭、宮本靖久、岩崎潤一、追手直樹の各氏が、監査役には藤田守氏が選任されそれぞれ就任しました。

貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 6,763,280,322 】	【流動負債】	【 4,643,017,887 】
現金及び預金	2,714,153,301	支払手形	1,496,775,634
受取手形	987,802,801	買掛金	2,657,662,456
売掛金	2,866,759,478	短期借入金	150,000,000
未収入金	20,939,062	未払金	68,743,386
商物品	207,008,398	未払法人税等	165,000,000
貯蔵品	207,172	未払消費税等	62,629,700
前渡金	1,252	預り金	31,440,052
前払費用	866,878	仮受金	10,766,659
短期貸付金	320,000	【固定負債】	【 202,640,000 】
立替金	165,880	預り敷金	2,640,000
仮払金	56,100	役員退職慰勞引当金	200,000,000
貸倒引当金	△35,000,000		
【固定資産】	【 1,512,163,565 】		
(有形固定資産)	( 298,219,109 )	負債の部合計	4,845,657,887
建物	127,802,228	純資産の部	
建物付属設備	6,470,863	【株主資本】	【 3,429,786,000 】
設備造作	8,953,257	(資本金)	( 20,000,000 )
構築物	1,199,960	資本金	20,000,000
車輜運搬具	8,256,360	(資本剰余金)	( 78,352,946 )
什器備品	4,913,760	資本準備金	78,352,946
土地	140,622,681	(利益剰余金)	( 3,346,113,054 )
(無形固定資産)	( 177,153,755 )	利益準備金	5,000,000
借家権	26,860,676	別途積立金	780,000,000
電話加入権	2,839,717	繰越利益剰余金	2,561,113,054
建設積立金	120,283,362	(自己株式)	( △14,680,000 )
ソフトウェア	27,170,000	自己株式	△14,680,000
(投資その他の資産)	( 1,036,790,701 )		
出資金	10,355,000	純資産の部合計	3,429,786,000
投資有価証券	39,282,272	負債及び純資産の部合計	8,275,443,887
入会金	50,098,117		
敷金・保証金	42,045,544		
役員企業年金	57,492,906		
生命保険掛金	807,279,249		
預け金	26,478,048		
長期前払費用	3,759,565		
資産の部合計	8,275,443,887		

損 益 計 算 書

自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日

単位 円

【純売上高】			
売上高		10,344,852,309	10,344,852,309
【売上原価】			
期首棚卸高		171,037,585	
仕入高		8,413,043,797	
仕入値引戻し高		△164,000	
合計		8,583,917,382	
他勘定振替高		3,339,612	
期末棚卸高		207,008,398	
	売上総利益		8,373,569,372
			1,971,282,937
【販売費及び一般管理費】			1,367,405,913
	営業利益		603,877,024
【営業外収益】			
受取利息		81,584	
受取配当金		1,182,069	
雑収入		88,878,207	
			90,141,860
【営業外費用】			
支払利息		987,065	
雑損		4,317,365	
	経常利益		5,304,430
			688,714,454
【特別利益】			
固定資産売却益		13,037	
			13,037
【特別損失】			
固定資産除却損		35,037	
役員退職繰入額		20,000,000	
	税引前当期純利益		20,035,037
			668,692,454
	法人税、住民税及び事業税		239,662,653
	当期純利益		429,029,801

株主資本等変動計算書

自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日 単位 円

	株主資本									純資産の部
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本		
		資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	20,000,000	78,352,946	78,352,946	5,000,000	780,000,000	2,135,933,253	2,920,933,253	△ 14,680,000	3,004,606,199	3,004,606,199
当期変動額										
利益剰余金の配当						△ 3,850,000	△ 3,850,000		△ 3,850,000	△ 3,850,000
当期純損益金						429,029,801	429,029,801		429,029,801	429,029,801
当期変動額合計						425,179,801	425,179,801		425,179,801	425,179,801
当期末残高	20,000,000	78,352,946	78,352,946	5,000,000	780,000,000	2,561,113,054	3,346,113,054	△ 14,680,000	3,429,786,000	3,429,786,000

上記の通り報告致します。

令和 2年 5月 29日

日本船舶薬品株式会社

代表取締役	前 照 夫 印
取締役	岩 崎 潤 一 印
取締役	追 手 直 樹 印
取締役	梶 原 憲 一 印
取締役	渡 辺 英 昭 印
取締役	宮 本 靖 久 印

上記監査の結果、適法正確である事を認めます。

令和 2年 5月 29日

監 査 役 藤 田 守 印

個 別 注 記 表

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法 … 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 … 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 … 法人税法の規定による定率法  
但し平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物付属設備、設備造作及び構築物については定額法
- ② 無形固定資産 … 法人税法の規定による定額法
- ③ 税法上の繰延資産 … 支出時に全額費用処理。

3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
- ② 役員退職慰労引当金 … 役員の退職に伴う一時的な費用負担の発生に備え、期末要支給見込額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 400,000 株
- 2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 15,000 株
- 3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
令和 1 年 6 月 25 日の定時株主総会において、次の通り決議されました。
  - ① 配当金の総額 3,850 千円
  - ② 配当の原資 利益剰余金
  - ③ 1 株当たり配当額 10.0 円
  - ④ 基準日 平成 31 年 3 月 31 日
  - ⑤ 効力発生日 令和 1 年 6 月 26 日
- 4. 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
令和 2 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案予定です。
  - ① 配当金の総額 3,850 千円
  - ② 配当の原資 利益剰余金
  - ③ 1 株当たり配当額 10.0 円
  - ④ 基準日 令和 2 年 3 月 31 日
  - ⑤ 効力発生日 令和 2 年 6 月 26 日



#### IV. その他の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 … 327,327,311 円
2. 貸倒引当金の繰入及び戻入については、損益計算書上、相殺して表示しています。  
なお、貸倒引当金戻入益は、営業費用（貸倒引当金繰入額）から控除しています。

認定番号 (仮ID): 101627

受付番号: 0002299302

## 入札契約に関する代理人の委任状

申請先団体首長

岩川町長 殿

年 10 月 15 日

所在地

横浜市中区かもめ町6番地

(申請者) 商号又は名称

日本船舶薬品株式会社

代表者氏名

代表取締役 岩崎潤一

私は、次の者を受任者（入札等にかかる代理人）と定め、令和3・4年度の認定期間において、次の業種区分にかかる申請先団体首長との間に行う下記の権限を委任します。

▼委任する業種区分：工事 コンサル 一般委託 物品 （委任するものに「レ」印をすること。）

所在地

横浜市中区かもめ町6番地

(受任者) 商号又は名称

日本船舶薬品株式会社 横浜支店

職 氏名

支店长 高 清 敦

### 記

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結及び契約の履行に関すること。
- 3 保証金の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 入札に関する復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に付帯する一切に関すること。